

関税法第 24 条第 1 項の規定に基づき、和歌山税関支署管内における本邦と外国との間を往来する船舶と陸地との間の交通場所及び貨物の積卸場所の指定を次のように定める。

平成 17 年 5 月 31 日

平成 29 年 6 月 13 日

平成 30 年 5 月 14 日

[最終改正：令和 3 年 3 月 4 日]

和歌山税関支署長 豊田 雅則

関税法第 24 条第 1 項の規定に基づき、和歌山税関支署管内における本邦と外国との間を往来する船舶と陸地との間の交通場所及び貨物の積卸場所の指定

1. 船舶と陸地との間の交通場所

イ. 和歌山下津港（和歌山地区）

	指定交通場所	船舶の係留場所
(1)	和歌山市築港 6 丁目 18 番地地先護岸	
(2)	中埠頭内岸壁（第 1 号、第 2 号、第 4 号）に港湾施設管理者が設置した出入口及び同埠頭第 3 号岸壁	中埠頭内岸壁（第 1 号、第 2 号、第 3 号、第 4 号）
(3)	西浜第 3 岸壁、第 5 岸壁に港湾施設管理者が設置した出入口	西浜第 3 岸壁、第 5 岸壁
(4)	菓種畑栈橋に港湾施設管理者が設置した出入口	菓種畑栈橋

ただし、上記(1)の場所は、沖がかり船と陸地との間の交通に、上記(2)から(4)の場所は、それぞれの岸壁及び栈橋にけい留している船舶と陸地との間の交通に限る。

ロ. 和歌山下津港（下津地区）

	指定交通場所	船舶の係留場所
(1)	下津港区築地第 2 護岸西側岸壁及び築地物揚場東側岸壁	
(2)	ENEOS 和歌山石油精製㈱が設置したゲート	ENEOS 和歌山石油精製㈱構内栈橋
(3)	コスモ石油ルブリカンツ㈱が設置したゲート	コスモ石油ルブリカンツ㈱構内栈橋
(4)	ENEOS㈱ が設置した ゲート	ENEOS㈱構内栈橋

ただし、上記(1)の場所は、沖がかり船と陸地との間の交通に、上記(2)から(4)の場所は、それぞれの栈橋にけい留している船舶と陸地との間の交通に限る。

ハ. 新宮港

	指定交通場所	船舶の係留場所
(1)	三輪崎第四号岸壁に港湾施設管理者が設置した出入口	三輪崎第四号岸壁

(2)	佐野第三号岸壁に港湾施設管理者が設置した出入口	佐野第三号岸壁
-----	-------------------------	---------

ただし、上記(1)及び(2)の場所は、それぞれの岸壁にけい留している船舶と陸地との間の交通に限る。

2. 貨物の積卸場所

イ. 和歌山下津港（和歌山地区）

- (1) 指定保税地域の岸壁及び物揚場の沿岸
- (2) 指定保税地域以外の保税地域前面の岸壁及び沿岸（ただし、当該保税地域に搬出入される貨物に限る。）
- (3) 保税地域への貨物の搬出入と積卸しとが一体的に行われる装置（パイプライン等）を有する栈橋
- (4) 通船発着場（ただし、船用品、携帯品及び託送品に限る。）

ロ. 和歌山下津港（下津地区）

- (1) 指定保税地域の岸壁及び物揚場の沿岸
- (2) 保税地域への貨物の搬出入と積卸しとが一体的に行われる装置（パイプライン等）を有する栈橋

ハ. 新宮港

- (1) 三輪崎第四号岸壁
- (2) 佐野第三号岸壁

附 則

- 1 この公告は、令和3年3月4日から施行する。
- 2 関税法第24条第1項の規定に基づく、和歌山税関支署管内における本邦と外国との間を往来する船舶と陸地との交通場所及び貨物の積卸場所の指定（平成30年5月14日付和掲示第1号）は、廃止する。